

日本私立中学高等学校連合会

第11回常任理事会／令和3年度第1回協会長・事務局長会議

「大学入学者選抜改革の動向について」

大臣官房審議官(高等教育局及び科学技術政策連携担当)

森田 正信



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

<本日の内容>

- 1. 大学入学者選抜改革の検討経緯について**
- 2. 令和7年度大学入学者選抜に係る予告について**

1. 大学入学者選抜改革の検討経緯について

- 国際化、情報化の急速な進展



社会構造も急速に、かつ大きく変革。

- 知識基盤社会のなかで、新たな価値を創造していく力を育てることが必要。
- 社会で自立的に活動していくために必要な「学力の3要素」をバランスよく育むことが必要。

【学力の3要素】

- ① 知識・技能の確実な習得
- ② (①を基にした)
思考力、判断力、表現力
- ③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

学力の3要素を
多面的・総合的に評価する

大学入学者選抜

高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的改革

高大接続改革

学力の3要素を育成する

高等学校教育

高校までに培った力を
更に向上・発展させ、
社会に送り出すための

大学教育

大学入試改革について

教育再生実行会議第四次提言

「高等学校教育と大学教育との接続・
大学入学者選抜の在り方について」

(平成25年10月31日)

大学入学者選抜は、高等学校教育を基盤として、各大学のアドミッションポリシーの下、能力・意欲・適性を見極め、大学での教育に円滑につなげていくことが必要。このため、大学入試のみを問題にするのではなく、**高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の在り方について、一体的な改革を行う必要**

多面的・総合的に評価・判定する大学入学者選抜への転換

大学入学者選抜は、各大学のアドミッションポリシーに基づき、能力・意欲・適性や活動歴を**多面的・総合的に評価・判定するものに転換**

達成度テスト（発展レベル）（仮称）の導入

国は、大学教育を受けるために必要な能力の判定のための**新たな試験を導入**。**外国語等の外部検定試験の活用を検討**

文部科学省における主な取組

- ◆中央教育審議会答申（平成26年12月）、高大接続システム改革会議最終報告（平成28年3月）等に沿って、大学入学者選抜の改革を推進
- ◆受験生の「学力の3要素」*について、**多面的・総合的に評価する入試に転換**

*：①知識・技能 ②思考力・判断力・表現力 ③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

●大学入学共通テスト実施方針（平成29年7月13日）

- 知識・技能を十分有しているかの評価も行いつつ、**思考力・判断力・表現力を中心に評価**
- 全受検者の中での当該受検者の成績を表す**段階別表示**の検討

- 「国語」、「数学I」、「数学I・数学A」については、マークシート式問題に加え、**記述式問題を出題**

- 英語の「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能を適切に評価するため、**共通テストの枠組みにおいて、現に民間事業者等により広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用**

マークシート問題の工夫・改善

科目別得点における9段階表示

記述式問題について指摘された主な課題

- ①質の高い採点者の確保
- ②正確な採点
- ③採点結果と自己採点の不一致 など

英語成績提供システムについて指摘された主な課題

- ①受験に係る地域的事業や経済的に困難な者への対応
- ②障害のある受験者への配慮
- ③異なる試験を活用することの公平性 など

文部科学省案
の見直し

令和元年11月・12月 安心して受験できる配慮などの準備状況が十分ではないことから、共通テストにおける英語成績提供システム・記述式問題の**導入見送り**を発表

令和元年12月 「大学入試のあり方に関する検討会議」設置 →英語4技能評価や記述式出題を含めた**大学入試のあり方について改めて検討**

- 入試と高校教育や大学教育との役割分担をどう考えていくか、どこまでを入試で問うべきか、また共通テストと各大学の個別入試との役割分担をどう考えるかなどについて、外部の有識者からのヒアリングも交えつつ検討

大学入試のあり方に関する検討会議（検討経緯）

1. 趣旨

「大学入試英語成績提供システム」及び大学入学共通テストにおける国語・数学の記述式に係る今般の一連の経過を踏まえ、大学入試における英語4技能の評価や記述式出題を含めた大学入試のあり方について検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 英語4技能評価のあり方
- (2) 記述式出題のあり方
- (3) 経済的な状況や居住地域、障害の有無等にかかわらず、安心して試験を受けられる配慮
- (4) その他大学入試の望ましいあり方（ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入試）

3. 委員構成（有識者委員11名、団体代表委員7名）※次ページの委員名簿参照

- ・大学入試や高等教育政策、国語・数学・英語の教科教育や学習評価、特別支援教育、子どもの貧困対策等の専門家を含む有識者委員
- ・国公立大学、公立高等学校、高等学校PTAの団体代表委員
- ・大学入試センター理事長がオブザーバー

4. 審議経過

令和2年1月の初回以来、計28回実施（月2回ペース）

- ・ **外部有識者からのヒアリング**（現役高校生・大学生、現職教員を含む様々な立場の有識者39名から意見聴取）
- ・ **選抜区分ごとの詳細な大学入試実態調査**（令和2年7～9月実施、計48,843選抜区分）の結果を踏まえた議論
- ・ **全大学・全学部へのアンケート調査**（令和2年7～9月実施、回収数：719大学、2,338学部）の結果を踏まえた議論
- ・ 会議は公開で行うとともに、広く国民からWebによる意見募集を実施（令和2年8～9月実施、669件の意見）
- ・ 外部弁護士の協力も得て、過去の検討経緯を整理・検証。そこから得られる教訓を基に大学入学者選抜に係る意思決定のあり方を議論

* 施策の実施状況のフォローアップの必要性、意思決定のあり方に示された諸観点について、広く他の施策においても生かされることを求める旨言及

(◎：座長、○：座長代理)

【有識者委員】 11名

- 荒瀬 克己 独立行政法人教職員支援機構理事長
- 川嶋太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長（特任教授（常勤））
- 齋木 尚子 東京大学公共政策大学院客員教授
- 宍戸 和成 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
- 島田 康行 筑波大学人文社会系教授
- 清水 美憲 筑波大学大学院教育学学位プログラムリーダー
- 末富 芳 日本大学文理学部教授
- 益戸 正樹 UiPath株式会社特別顧問、株式会社肥後銀行社外取締役
- ◎ 三島 良直 国立研究開発法人日本医療研究開発機構理事長、東京工業大学名誉教授・前学長
- 両角亜希子 東京大学大学院教育学研究科准教授
- 渡部 良典 上智大学言語科学研究科教授

【団体代表委員】 7名

- 岡 正朗 山口大学学長、一般社団法人国立大学協会入試委員会委員長
- 小林 弘祐 学校法人北里研究所理事長、日本私立大学協会常務理事
- 芝井 敬司 学校法人関西大学理事長、一般社団法人日本私立大学連盟常務理事
- 柴田洋三郎 公立大学法人福岡県立大学理事長・学長、一般社団法人公立大学協会指名理事
- 萩原 聡 東京都立西高等学校長、全国高等学校長協会会長
- 牧田 和樹 一般社団法人全国高等学校PTA連合会顧問
- 吉田 晋 学校法人富士見丘学園理事長・富士見丘中学高等学校校長、日本私立中学高等学校連合会会長

【オブザーバー】

- 山本 廣基 独立行政法人大学入試センター理事長

第1章 大学入学者選抜のあり方と改善の方向性

1. 大学入学者選抜に求められる原則

原則① 当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定

- ・各大学が主体的に実施 ・一定のルールをガイドラインとして定めることも重要
- ・卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針と連動した入学者受入れの方針の策定の必要性
※選抜という視点に加え、大学と入学者との望ましいマッチングを図る視点も重要

原則② 受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保

- ・同一選抜区分での公平な条件での選抜、入試情報の公表（形式的公平性の確保）
※同一日・同一試験問題による選抜のみでなく、明確な選抜基準の下、多様な選抜資料を活用することを含む
- ・地理的・経済的条件、障害のある受験者への合理的配慮 等（実質的公平性の追求）

原則③ 高等学校教育と大学教育を接続する教育の一環としての実施

- ・高大の円滑な接続（生きて働く知識・技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の涵養を目指す教育改革に資する選抜）
- ・入学志願者への教育上の配慮（教科・科目等を変更する場合は2年程度前の告知の必要性、入試日程等の遵守）

2. これまでの教訓を踏まえた大学入学者選抜の改善に係る意思決定のあり方

- (1) 議論の透明性、データやエビデンスの重視、多様な意見聴取
- (2) 実現可能性の確認、工程の柔軟な見直し
- (3) 高等学校教育から大学教育までの全体を視野に入れた検討の必要性

3. コロナ禍での大学入学者選抜をめぐる状況変化

- (1) 大学入学共通テストの重要性の高まり（セーフティネット）
- (2) 面接試験等におけるオンライン化の進展
- (3) 緊急時に入試日程等を協議する仕組みの強化の必要性
- (4) 大学入学者選抜に活用される資格・検定試験の安定的実施の課題
- (5) 秋季入学等の入学時期弾力化への対応の必要性

4. 入試システム全体に目配りした総合的な検討の重要性

(1) 一般選抜と総合型選抜・学校推薦型選抜との役割分担

- ✓総合型選抜・学校推薦型：一般選抜に比較して丁寧で多面的・総合的な選抜（口頭試問、小論文等の高度な記述式問題の出題等も可能）、入学時期の弾力化にも柔軟に対応可能、感染症耐性の向上等の意義

(2) 一般選抜における大学入学共通テストと個別試験との役割分担

- ✓共通テスト：大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度の評価を主とし、安定的で確実な実施を一層重視（セーフティネット）
- ✓個別試験：各大学の入学者受入れの方針に基づき、当該大学が必要とする能力・適性等の評価を一層重視

1. 記述式問題の意義・必要性

「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「それを的確に、更には効果的に表現する能力」を直接的に評価
 [✓AI等の飛躍的な発展で人間にしかできない創造的な業務の比率が増す中、より多くの学生に、より高度なレベルでこれらの能力を育成する必要性
 ✓選択式問題に慣れた学生は大学でレポート作成等に困難を抱えており、入学後に再教育が必要になっている等の問題の指摘]

2. 大学入学共通テストへの記述式問題の見送りの段階で指摘された課題

- ✓質の高い採点者確保の問題
- ✓正確な採点など採点精度の問題
- ✓採点結果と自己採点との不一致
- ✓大学への成績提供時期の遅れ
- ✓民間事業者の活用に伴う利益相反の懸念の指摘
- ✓採点をめぐる制約から評価できる力に限界があることの指摘

3. 記述式問題に関する出題の実態や大学の意見

(1) 出題の実態

- 国立の二次試験において、国語、小論文、総合問題のいずれも課さない学部の募集人員は、全体の**62%**
(平成28年度入学者選抜)
国語、小論文、総合問題に限らず、全教科の出題状況を見ると…

国公立大学 (令和2年度入学者選抜)

- **99%の入学者**に対し、一般入試で短文・長文・小論文等^(※)の**記述式問題が出題**されている^(※※)

- 全体の**枝問数**のうち、短文・長文・小論文等の記述式問題の割合は、**32%**

- 志願者数が少なく、歩留率^(※)が高い

私立大学 (令和2年度入学者選抜)

- **55%の入学者**に対し、一般入試で短文・長文・小論文等^(※)の**記述式問題が出題**されている^(※※)

※ 短文・長文・小論文等には、図表・グラフ・絵、英文和訳・和文英訳を含み、短答式・穴埋め式を含まない(以下同じ)
 ※※いずれかの科目において記述式問題(短文・長文・小論文等)に該当する枝問が1問以上出題された選抜区分に係る入学者数

- 全体の**枝問数**のうち、短文・長文・小論文等の記述式問題の割合は、**4%**

- 志願者数が多く、歩留率^(※)が低い
(入学者選抜における構造的な背景)
*歩留率：合格者数に占める入学者数の割合

(2) 大学の意見

- 共通テストでの出題より、各大学の一般選抜で記述式を充実すべきと考える学部が多い

国公立大学

	肯定	否定
共通テストで出題	8%	90%
各大学の一般選抜で充実	78%	20%

私立大学

	肯定	否定
共通テストで出題	17%	81%
各大学の一般選抜で充実	52%	47%

4. 記述式問題の出題推進の考え方

記述式出題の実態や大学の意見等を勘案し、諸課題の克服の困難性を考えると、**各大学の個別試験や総合型・学校推薦型選抜**において、「**自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力**」や「**それを的確に、更には効果的に表現する能力**」の評価を推進

共通テスト マーク式問題の中で、知識の理解の質を問う問題や思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことが求められる問題を重視

国公立 個別試験 志願者少・歩留率高・記述式を相当数出題 ⇒ **より高度な記述式を出題**

私立 個別試験 志願者多・歩留率低・記述式出題は限定的 ⇒ 効率的な採点・出題の工夫により **記述式の出題増に努める**

国公私共通 **丁寧な選抜が可能な総合型・学校推薦型**では、小論文など思考力・判断力・表現力等を問う評価を推進

5. 記述式問題の出題の推進策

- ✓ 文部科学省、大学入試センター、大学の連携・協力により、
 - ・ 教科・科目ごとの高度な記述式問題の**良問例を整理・公表**、
 - ・ 個別入試における記述式問題の作成・採点効率化の**工夫事例の収集・提供** ◀
- ✓ 私立大学の記述式出題の実態・課題を踏まえた**促進策の実施**
 - ・ 選抜区分ごとの実態調査により**優れた事例**を一覧可能な形で**可視化**、**模範となる取組**をピアレビュー等による評価を踏まえて**認定・公表**

事例

多肢選択をさせた上で選択肢を選んだ理由を書かせる
多肢選択で一定以上の得点を得た答案のみ記述式問題を採点
など

6. 高等学校・大学における教育の充実

(1) 高等学校における教育の充実

- ✓ 日常的な指導や定期考査等で文章を書かせるなど、論理的に説明する力を高める指導を充実 等

(2) 高大連携プログラムの充実

- ✓ 大学が、高校生に、課題を見出し考えをレポートにまとめ発表する活動等を行うプログラム等の提供
- ✓ いわゆる早期履修制度（アドバンストプレイスメント）の適切な推進 等

(3) 大学入学者選抜と大学入学後の教育の一貫した取組の推進

- ✓ 論述能力を育成する質の高い教育プログラムの提供を推進（アカデミック・ライティング等）
- ✓ IR機能による入試と教育の検証

1. 総合的な英語力の育成・評価の意義

読む、書く、聞く、話すのバランスの取れた総合的な英語力の育成が求められている

- ✓国際共通語としての英語
- ✓初中教育段階の取組
- ✓大学の教育研究における必要性
- ✓大学卒業後における総合的な英語力の必要性
- ✓英語資格・検定試験活用の意義（受験者→それまで培ってきた英語力の成果が評価される、留学・就職にも活かせる）

※総合的な英語力の育成・評価の推進に当たっては、文化の多様性を尊重することが重要

※日本語による思考力・判断力・表現力等は英語での発信能力を高める上でも不可欠であり、日本語力と英語力の両方を高めていく方向で検討

2. 「大学入試英語成績提供システム」の見送りの段階等で指摘された課題

- ✓地理的・経済的事情への対応が不十分
- ✓障害のある受検者への配慮が不十分
- ✓目的や内容の異なる試験の成績をCEFR対照表を介して比較することに対する懸念
- ✓文部科学省の民間事業者への関与のあり方
- ✓英語資格・検定試験の活用に関する情報提供の遅れ
- ✓コロナ禍における英語資格・検定試験の安定的実施の課題

3. 英語資格・検定試験の活用の実態や大学の意見

(1) 活用の実態

- 令和2年度の一般入試において、英語の資格・検定試験の「活用あり」の選抜区分により入学した者の割合は、**国公立9%、私立16%**

(2) 大学の意見

- 全体として、**各大学の一般選抜や総合型・学校推薦型で活用すべき**と考える学部が多い

国公立大学

	肯定	否定
共通テストの枠組で活用	25%	73%
一般選抜で活用	22%	76%
総合型・学校推薦型で活用	42%	55%

私立大学

	肯定	否定
共通テストの枠組で活用	34%	65%
一般選抜で活用	53%	46%
総合型・学校推薦型で活用	63%	36%

4. 総合的な英語力評価の推進の考え方

資格・検定試験活用の実態や大学の意見を勘案し、諸課題の克服の困難性を考えると、**各大学の個別試験や総合型・学校推薦型選抜で読む、書く、聞く、話すの総合的な英語力評価を推進**

共通テスト

✓「英語」（リスニングを含む）は引き続き実施し、出題内容は不断の改善を図る（可能な限り総合的な英語力を評価）

✓資格・検定試験の活用

※受験者が培ってきた学習成果を入試に活用。対象試験、スコアの扱い、比較方法等は大学が判断（「高3、2回まで」等の限定は不要）

個別試験

（一般、総合、推薦）

活用
形態

①資格・検定スコアを有する学生に対し、共通テストや個別試験の「英語」の代替等を行う。

②資格・検定試験スコアを必須とする選抜を行う（経済的事情への配慮や感染症等で検定の実施が困難となる事態も想定し、スコアを利用しない選抜区分の設定やスコア提出が困難な場合の代替措置等が必要）

✓スピーキング含む独自の総合的な英語力テスト（実施体制が整う一部の大学、外部団体との連携による開発・採点等）

5. 総合的な英語力評価の推進策

国による成績提供の一元管理よりも、各大学の取組や試験実施団体の活動の助長、地域・経済格差を是正する取組が必要

（1）積極的な取組の促進策 ※選抜区分ごとの実態調査により優れた事例を一覧可能な形で可視化、ピアレビュー等による評価を踏まえて認定・公表

（2）地理的・経済的事情への配慮
 配慮例 （大学）スコアを利用しない選抜区分も設定、スコアを活用する場合の低廉な受験料の設定
 （実施団体）低所得層への検定料減免、オンライン受検の推進、高校会場の拡充 等

（3）文部科学省のイニシアティブによる試験団体及び高大関係者による恒常的な協議体の設置

協議事項例 上記の地理的・経済的事情への配慮のほか、効率的な成績提供、障害者の合理的配慮 等

※英語成績提供システムは、「高3に2回」の限定をしないこと等により活用が困難に
 利便性の点でも、試験団体による成績提供のデジタル化が進み、一元的システムの必要性が低下

6. 高等学校・大学における総合的な英語教育の充実

（1）高等学校における英語教育の充実

- ✓英語の堪能な人材の活用、ICTの活用を含む効果的な指導方法の普及等による地域間・学校間の格差の縮小
- ✓学校単位でのパフォーマンステストの実施のみならず、資格・検定試験を活用することで英語力の把握・可視化 等

（2）大学入学後の英語教育の充実

※各大学のポリシーに基づき大学生全体の英語力向上、国際的に活躍できる人材育成をそれぞれ推進

- ✓資格・検定試験活用等による成果の可視化
- ✓英語による授業や海外留学の促進など英語活用機会の拡充
- ✓IR機能による入試と教育の検証
- ✓積極的な取組への促進策・好事例の普及
- ✓就職時に求められる英語力基準等を調査・共有し、各大学の取組や学生の主体的学修を促進 等

1. 現状と施策の基本的な方向性

全ての人が必要な教育を受け、能力を最大限に発揮する社会の構築のためには、高等教育を多様な人材が集まり新たな価値が創造される場にする必要（若者・学習者のウェルビーイングの実現）

✓経済的困窮層の進学率の向上 ✓進学率の地域格差・男女格差への配慮 ✓障害のある学生への合理的配慮 ✓日本語指導が必要な生徒の進学率の改善

2. 大学入学者選抜の受験機会における地理的・経済的条件等への配慮

✓大学入学共通テストの高校会場の拡充可能性の継続的検討

試験の安定的で確実な実施や高校・大学関係者の負担、コスト等の観点を勘案しつつ、県ごとでの大学・高校関係者の協議を促進

✓大学入学者選抜のオンライン化の推進

面接等のオンライン化に関する留意事項の提示、学力検査におけるオンライン化の分析・研究

✓特別選抜等の実施

積極的な取組への促進策、先行する**好事例の公表**

好事例の例 養護施設出身者を対象に検定料・入学金を免除した選抜、地域枠・離島枠、進学第一世代を対象とした奨学金、外国にルーツを持つ生徒を対象とした選抜、女性研究者や技術者を育成することを目的とした女子枠 等

※趣旨・方法について社会に対し合理的な説明ができること、入学後の教育に必要な学力の確保に留意

✓英語資格・検定試験の活用に係る配慮

文部科学省、大学、高等学校、資格・検定試験実施団体等の関係者が連携・協力し、可能な限り配慮措置を講じる必要

配慮例 (大学) スコアを利用しない選抜区分も設定、スコアを活用する場合の低廉な受験料の設定
(実施団体) 低所得層への検定料減免、オンライン受検の推進、高校会場の拡充 等

✓受験から入学に至るプロセスへの支援等

入学時学納金の納付時期の猶予、減免等の柔軟な配慮を各大学に要請、各大学の取組の実態を定期的に把握・公表
入学時特別増額貸与奨学金（日本学生支援機構）や生活福祉資金貸付制度（都道府県社会福祉協議会）等の活用について丁寧な周知
高校奨学金事業や自治体独自の貸付制度等について丁寧な周知、実態把握
「高校生のための学びの基礎診断」の費用負担等について調査、施策の充実 等

3. 障害のある受験者への合理的配慮の充実

✓障害者差別解消法改正（私立大学についても合理的配慮の提供が義務化）を踏まえ、取組の一層の充実

✓各大学は障害のある志願者からの申出に丁寧に応じ、先行事例も参考に、何ができるか検討する必要

✓日本学生支援機構において、参考になる考え方や事例を提示

✓英語資格・検定試験における合理的配慮の充実については、試験実施団体と高校・大学関係者等の協議を実施

1. 令和6年度実施の大学入学者選抜に向けて

(1) 第1回大学入学共通テストの実施状況

- ✓暗記した知識を引き出すだけでなく、様々な資料や実社会で用いるようなデータを読み解いたり、与えられた情報を基に考察したりする問題が一定程度出題されたとの評価。
- ✓各大学のアドミッション・ポリシーに照らし、足らざる部分については個別試験における対応が必要

(2) 大学入学共通テストの科目構成等の見直し（新教育課程への対応等）

- ✓「公共」「情報Ⅰ」の新設等に伴う見直し
 - ✓継続的で安定的な実施等の観点から、科目を再編（6教科30科目→7教科21科目）
- ※共通テストはPBTで、「情報」は、問題の発見・解決に向けて情報技術を活用する力を見る出題の工夫を期待。大学の入学者受入れ方針に基づく活用を推進

(3) 入学後の教育に必要な入試科目の設定の推進

定期的な実態調査の実施・公表等を通じて共通テストの活用や個別試験で適切に出題
参考) 商学・経済学部 の個別試験で 数学 を全く課さない選抜区分：22%

2. 秋季入学等の学事暦・修学年限の多様化・柔軟化に対応した大学入学者選抜のあり方

- ✓学事暦、修学年限の多様化・柔軟化と共に入学者選抜方法のあり方の検討も必要
- ✓秋季入学への対応は、総合型・学校推薦型選抜など一般選抜とは異なる選抜基準・方法で選抜する方向が適當。その具体的方法や定員のあり方等について、更に専門的な検討が必要

3. 総合型選抜・学校推薦型選抜の推進

(1) 求める人材の特性に応じた総合型選抜・学校推薦型選抜の推進

- ✓AO入試・推薦入試の入学者数に占める割合は学科系統によって差
- 例 医学24.1% 理学28.0% 歯学29.1% 芸術60.8% 家政63.0%
- ✓総合型選抜・学校推薦型選抜の意義（1章4.）を踏まえ、実施率が低い分野や人材育成上の必要性がある分野においては、**学力の担保、選抜基準の明確化**を図った上で推進を期待
 - ✓アドミッションオフィスの役割・機能強化、アドミッションオフィサーの育成支援に関する調査研究、専門職団体等との連携

(2) 総合型選抜・学校推薦型選抜における学力の適切な把握

例) レポート・小論文作成、口頭試問、資格・検定試験の活用 等

4. 大学入学者選抜におけるデジタル化の推進

(1) 電子出願の推進

- ✓ 共通テストの電子出願については、大学・高校関係者とも協議しながら、できる限り早期の導入に向けて積極的に促進
- ✓ 調査書については、速やかな完全電子化を目指す
(統合型校務支援システムなどの活用や個別選抜の電子出願の導入と連動した形で進めていく必要)

(2) オンライン面接等の推進

各大学における面接のオンライン化の実施状況や課題認識についての実態を踏まえ、留意事項を提示 等

(3) CBT化の推進

大学入試センターにおける調査研究の推進、各大学の個別試験や総合型・学校推薦型選抜での先行事例の拡大

5. 大学入学者選抜の改善に係る実施・検討体制

(1) 各大学の入試情報の公表

合否判定の方法や基準、試験問題（複数回実施を可能とするため、試験問題を非公開とする場合を除く）、学部ごとの男女別入学者数、合理的配慮の提供状況、多様な背景を持つ学生の受入れ状況や関連の支援制度等の公表を促し、一定のものは省令上の情報公表の対象とする。

(2) 文部科学省による選抜区分ごとの大学入学者選抜実態調査の定期的実施・公表・分析

(3) 大学入学者選抜等の改善に係る好事例の公表及びインセンティブの付与

〔※ペナルティではなく、
積極的な取組を評価〕

記述式の出題や総合的な英語力の評価、多様な背景を持つ学生の受入れ、入学時期や修学年限の多様化への対応等については、**好事例を認定・公表**（認証評価や修学支援新制度の機関要件に係る情報公表も活用）するとともに、その結果も活用し、**インセンティブの付与**を検討

- 例
- ✓ 国立：第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方の検討状況を踏まえ優れた取組の促進・評価
 - ✓ 私立：私学助成の支援スキームを活用し他の模範となる優れた取組の促進
 - ✓ 公立：好事例の認定結果を設置者等に通知

(4) 大学入試センターの事業・経営の改善

安定的運営のための財源の確保、入試改善のための研究開発の充実

(5) 大学入学者選抜についての高等学校・大学等関係者間の恒常的な協議体の設置

〔※中長期的な課題について
継続的検討〕

- 協議事項例
- ✓ 各年度の入試日程・方法等
 - ✓ 入試文化の変容も含む持続可能な望ましい入試制度のあり方
 - ・ 共通テストの実施時期（雪害や感染症拡大期を回避する観点から、高校教育に与える影響を勘案しつつ例えば12月への前倒しの適否を継続検討）
 - ・ 高校会場の拡充可能性の継続的検討（試験の確実な実施や負担の観点を勘案し、県毎の大学・高校関係者の協議を踏まえ検討）
 - ・ 学びの基礎診断の検証を踏まえつつ、いわゆる基礎学力テストの可能性（CBTの研究開発の可能性をも含む）

「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」（令和2年2月21日 高等教育局長決定）

委員一覧

- 明比 卓 神奈川県立大学事務局長・理事、日本私立大学協会大学教務研究委員会副委員長
- 石崎 規生 東京都立世田谷高等学校統括校長、全国高等学校長協会大学入試対策委員会委員長
- 井上 義裕 株式会社JMC 主席エキスパート
- ◎ 圓月 勝博 同志社大学学長補佐、一般社団法人日本私立大学連盟教育研究委員会委員長
- 川嶋太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・特任教授
- 柴田洋三郎 公立大学法人福岡県立大学理事長・学長、一般社団法人公立大学協会指名理事
- 柴原 宏一 前茨城県教育委員会教育長、茨城大学特命教授
- 高井 潤 埼玉県立狭山工業高等学校 主幹教諭
- 高田 直芳 埼玉県教育委員会教育長
- 田中 厚一 帯広大谷短期大学長、日本私立短期大学協会副会長
- 垂見 裕子 武蔵大学社会学部教授
- 長塚 篤夫 順天中学校高等学校長、日本私立中学高等学校連合会常任理事
- 西郡 大 佐賀大学アドミッションセンター長
- 星野 由雅 長崎大学教授、一般社団法人国立大学協会入試委員会専門委員
- 牧田 和樹 株式会社牧田組代表取締役社長、全国高等学校PTA連合会顧問
- 巳波 弘佳 関西学院大学学長補佐

（◎：主査、□：副主査）

審議経過

- 第1回 令和2年3月19日
 - ・協力者会議の議事運営等について
 - ・これまでの経緯について
 - ・自由討論

- 第2回 令和2年4月17日
 - ・今後の進め方等について
 - ・委員からの意見発表

- 第3回 令和2年5月20日
 - ・委員からの意見発表

- 第4回 令和2年6月12日
 - ・「JAPAN e-Portfolio」の運営許可に係る審査【非公開で審議】

- 第5回 令和2年7月8日
 - ・「JAPAN e-Portfolio」の運営許可に係る審査【非公開で審議】

- 第6回 令和2年7月17日
 - ・委員からの意見発表

- 第7回 令和2年9月30日
 - ・これまでの意見の整理（案）について

- 第8回 令和2年10月29日
 - ・これまでの意見の整理（案）について
 - ・今後の審議における論点について（案）

- 第9回 令和2年12月7日
 - ・今後の審議における論点について（案）

- 第10回 令和3年2月12日
 - ・調査書の電子化について
 - ・審議のまとめ（骨子案）について

- 第11回 令和3年3月15日
 - ・審議のまとめ（案）について

- 第12回 令和3年3月26日
 - ・審議のまとめ（案）について

「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」審議のまとめ（令和3年3月31日）【概要】

1. 検討の経緯

- 多面的・総合的評価をより適切に行うためには、学力検査以外の選抜方法や選抜資料の活用の在り方、選抜区分（一般・総合型・学校推薦型）ごとの特性を踏まえた学力の3要素の評価の重み付けなどについて、高等学校、大学関係者間で考え方を整理し共有した上で、取組を進めることが必要。
- また、新学習指導要領下での学習評価及び指導要録の改善点等が示されたことを踏まえるとともに、学校の働き方改革を受けた教員の負担軽減の観点も十分考慮しながら、新学習指導要領に対応した最初の入学者選抜（令和6年度実施）に向けた調査書の在り方等について検討が必要。

2. 大学入学者選抜における多面的・総合的な評価

(1) 多面的・総合的な評価の在り方

- 各大学の入学者選抜について、引き続き学力の3要素を多面的・総合的に評価するものに改善することが重要。その評価に当たって、総合型選抜、学校推薦型選抜は、一層重要な役割を有することが期待。
- 各大学は、学力の3要素について、すべての選抜区分で同程度の重み付けで評価するのではなく、各選抜区分の特性に応じた形で工夫を凝らしながら、それぞれの実情に合った方策を講じることが重要。その際、それぞれのアドミッション・ポリシーに基づき、志願者のどのような学力を、どの資料を用いて、どのような方法で評価するのかをこれまで以上に明確にし、公表することが必要。

(2) 「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」の評価の考え方

- 生徒が取り組んだ活動の成績や結果だけでなく、生徒が様々な活動に取り組んだ動機や、目標達成に向けての過程なども併せて評価するなどの工夫や配慮が重要。
- 学校の教育活動外の個々の活動に取り組んだ過程や成果の詳細については、原則として各大学の求めに応じて、志願者本人記載資料、ポートフォリオなどにより志願者自身が直接大学に提出することが適当。

(3) 経済的な条件等に左右されない評価の方法等

- 各大学は大きく2つの観点に基づいて評価方法等を検討することが必要。
 - ① 経済的・地理的な不利等がある志願者に対し、そうした客観的事実に配慮した選抜を行うこと（例えば、地域枠や児童養護施設入所者を対象とした選抜）
 - ② 経済的・地理的な不利等がある志願者でも、高い評価を得られる活動（例えば、学校の教育活動内の取組）を評価の対象にして選抜を行うこと
- こうした措置を導入する場合、その趣旨や方法について社会に対し合理的な説明ができること、志願者の入学後の教育に必要な学力を確保することが前提。

3. 調査書及びその電子化の在り方

【1】次期学習指導要領下での調査書

- 調査書は指導要録に基づき作成するという原則や、学校の働き方改革を受けた教員の負担軽減の観点も踏まえて、簡素化された新しい指導要録の参考様式に合わせて調査書の様式も簡素化。

【2】調査書における観点別学習状況の評価の取扱い

- 高等学校においては、新学習指導要領の下で観点別学習状況の評価を更に充実し、その質を高めるための取組が開始されたばかりであることや、また大学においては、大学入学者選抜における観点別学習状況の活用手法が確立されていない状況にあること等を総合的に勘案し、新しい調査書の様式には、「各教科・科目の観点別学習状況」の項目は直ちには設けず、今後の早期の導入に向けて、引き続き高等学校・大学関係者において検討。
- 検討に当たっては、大学入学者選抜における観点別学習状況の活用方法等について実証研究に取り組み、その成果を普及。

【3】調査書の電子化

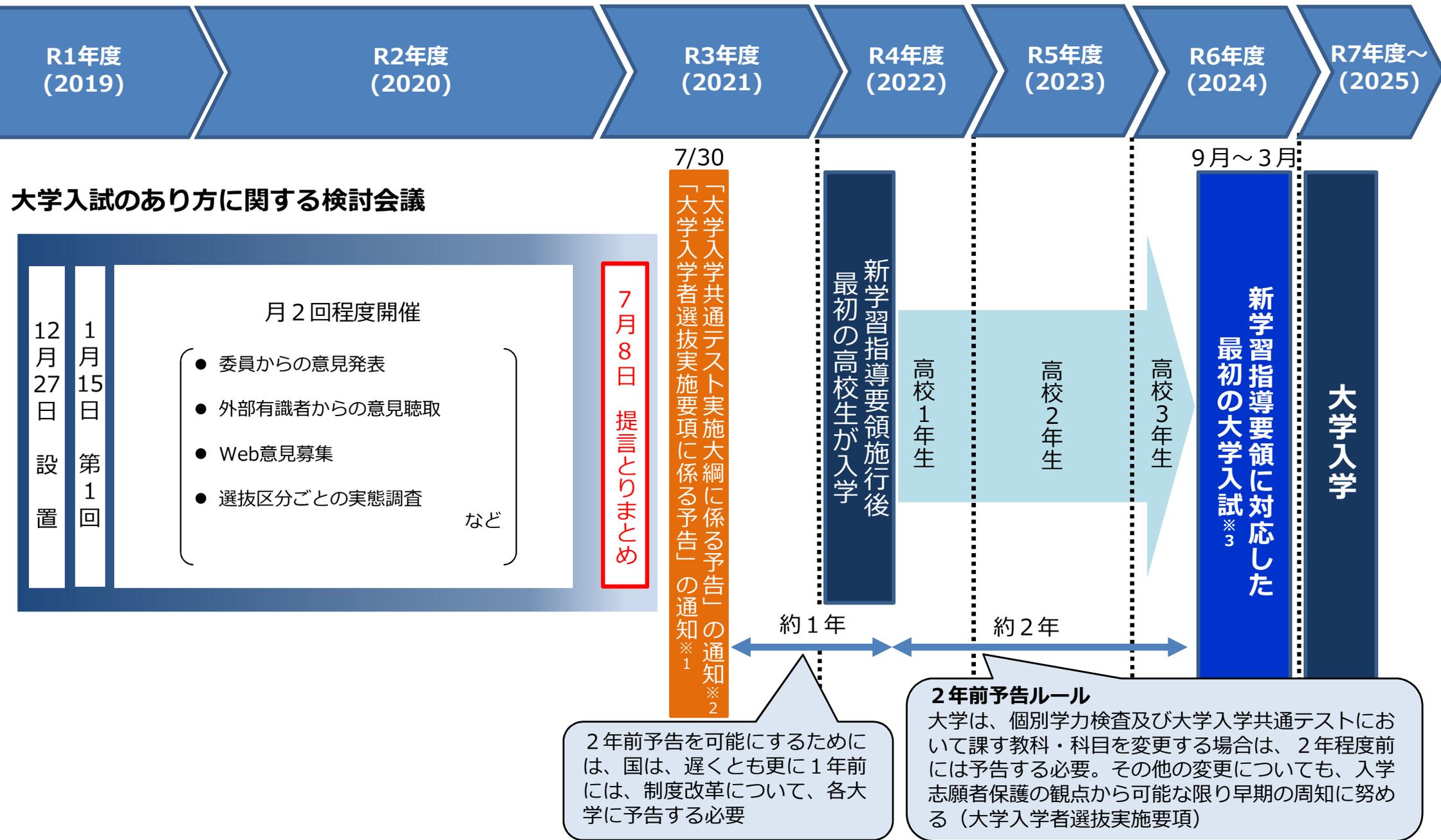
- 志願者、大学双方にとって入試事務の効率化、省力化に資するためのものであり、速やかな完全電子化を目指す。その際、公益性、安全性、利便性の確保という条件を満たすことが必要。
- 統合型校務支援システムや大学入学者選抜における電子出願の更なる導入を促進しつつ、それらと連動する形で調査書の電子化を進めていく必要。その際、複数の実装方法を検討。

※実装方法の例

- ・各大学の電子出願システムに対し、高等学校から大学に電子調査書を送付
- ・各大学の電子出願システムに対し、志願者から大学に電子調査書（暗号化されたもの）を送付
- ・電子調査書を授受するためのアプリケーションを開発、クラウドを介して志願者・高校・大学間で電子調査書を授受
- ・調査書データを一元的な組織の下で管理、当該組織のサーバを介して志願者・高校・大学間で電子調査書を授受

2. 令和7年度大学入学者選抜に係る予告について

令和6（2024）年度実施の大学入試に向けたスケジュール



※1 実際の大学入学者選抜実施要項は、入試実施年度の6月頃に文部科学省より通知

※2 実際の大学入学共通テスト実施大綱は、入試実施の前年度の6月頃に文部科学省より通知

※3 総合型選抜：9月以降出願 学校推薦型選抜：11月以降出願 大学入学共通テスト：1月 一般入試：2・3月

大学入学者選抜協議会の設置について（文部科学事務次官決定） ①

（令和3年5月14日文部科学事務次官決定）

1. 趣旨

高等学校教育と大学教育との円滑な接続を図る観点から、大学関係団体及び高等学校関係団体の連携協力のもと、毎年度の大学入学者選抜の実施方法・日程や大学入学共通テストに関する事項のほか、中長期的かつ継続的な対応が必要となる事項等について協議を行い、大学入学者選抜方法の一層の改善を推進するため、大学入学者選抜協議会を設置する。

2. 協議事項

- （1）大学入学者選抜の実施方法に関する事項
- （2）大学入学共通テストに関する事項
- （3）その他、大学入学者選抜に関する事項

3. 実施方法

- （1）大学及び高等学校関係団体の代表者として次に掲げる団体から推薦された者及び学識経験者並びに独立行政法人大学入試センター理事長をもって構成する。

一般社団法人国立大学協会 一般社団法人公立大学協会 一般社団法人日本私立大学連盟 日本私立大学協会
日本私立短期大学協会 全国高等学校長協会 日本私立中学高等学校連合会 公益財団法人産業教育振興中央会
全国都道府県教育長協議会 一般社団法人全国高等学校PTA 連合会

- （2）（1）に掲げる関係団体が協議会の構成員となる者を推薦するときは、当該団体を代表する期間を定めて推薦するものとし、当該被推薦者の任期はその期間とする。学識経験者の任期は2年とし、再任を妨げない。

4. 運営方法

- （1）上記3（1）の構成員の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。
- （2）必要に応じ、上記3（1）の構成員以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見を聴くことができるものとする。

5. その他

- （1）協議会の庶務は、関係局課の協力を得て、高等教育局大学振興課が、独立行政法人大学入試センターと共同で処理する。
- （2）この決定に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項については、必要に応じ会議に諮って定める。

大学入学者選抜協議会の設置について（文部科学事務次官決定） ②

◇構成員（令和3年7月13日時点、氏名50音順敬称略、【 】：推薦団体名、◎：座長、○：座長代理）

石崎 規生	東京都立桜修館中等教育学校長	【全国高等学校長協会（大学入試対策委員会委員長）】
泉 満	株式会社桜設備設計・代表取締役	【一般社団法人全国高等学校PTA連合会（代表理事・会長）】
今岡 春樹	奈良女子大学長	【一般社団法人国立大学協会（入試委員会副委員長）】
圓月 勝博	同志社大学学長補佐	【一般社団法人日本私立大学連盟（教育研究委員会委員長）】
大林 誠	東京都立芝商業高等学校長	【公益財団法人産業教育振興中央会】
岡 正朗	山口大学長	【一般社団法人国立大学協会（入試委員会委員長）】
○ 沖 清豪	早稲田大学文学学術院・教授	
◎ 川嶋太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長 ・特任教授（常勤）	
柴田洋三郎	福岡県立大学理事長・学長	【一般社団法人公立大学協会（指名理事）】
島田 康行	筑波大学人文社会系教授	
杉本 悦郎	東京都立小金井北高等学校長	【全国高等学校長協会（会長）】
高田 直芳	埼玉県教育委員会教育長	【全国都道府県教育長協議会（理事）】
竹中 洋	京都府立医科大学長	【一般社団法人公立大学協会（副会長）】
田中 厚一	帯広大谷短期大学長	【日本私立短期大学協会（副会長）】
長塚 篤夫	順天中学校高等学校長	【日本私立中学高等学校連合会（常任理事）】
安井 利一	明海大学長	【日本私立大学協会（大学教務研究委員会委員長）】
山本 廣基	独立行政法人大学入試センター理事長	

（臨時協力者）

鈴木 基	国立感染症研究所感染症疫学センター長
柳元伸太郎	東京大学保健・健康推進本部・教授
和田 耕治	国際医療福祉大学医学部公衆衛生学・教授

「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告」及び 「令和7年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」について（通知）

（令和3年7月30日付3文科高第471号 文部科学省高等教育局長通知）

文部科学大臣の下に置かれた「大学入試のあり方に関する検討会議」（文部科学大臣決定）において、令和6年度実施の令和7年度大学入学者選抜に向けて、記述式問題の出題のあり方や総合的な英語力の育成・評価のあり方、平成30年3月告示の新高等学校学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）に対応した大学入学共通テストの科目構成等について御議論いただき、令和3年7月8日に提言がとりまとめられたところです。

また、新学習指導要領に対応した令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストからの出題教科・科目について、令和3年3月24日付で独立行政法人大学入試センターから示されるとともに、大学入学者選抜における多面的な評価に関する具体的な内容や手法、新学習指導要領の下での指導要録を踏まえた調査書の在り方等について、「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」（高等教育局長決定）において検討を行い、令和3年3月31日に審議のまとめがとりまとめられました。

これらを踏まえ、令和5年6月までに発出予定の「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」において定める出題教科・科目等及び令和6年6月までに発出予定の「令和7年度大学入学者選抜実施要項」において変更する内容について、国公立大学及び高等学校関係団体の代表者等を構成員とする大学入学者選抜協議会での協議の結果、別紙1及び別紙2のとおりとすることとしましたので、あらかじめお知らせします。

（中略）

特に、毎年度通知している「大学入学者選抜実施要項」において、「個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表する」こととしていますが、新学習指導要領に対応した令和7年度大学入学者選抜において課す個別学力検査及び大学入学共通テストの教科・科目の設定等については、入学志願者の準備に大きな影響を及ぼすことが予想されることから、2年程度前を待たず、可能な限り早期に検討し、予告・公表するようお願いします。

なお、別紙1に関し、大学入学共通テストの出題科目の試験時間及び現行の教育課程（平成21年3月告示の高等学校学習指導要領に基づく教育課程）を履修した入学志願者に対する経過措置については、決定次第速やかに公表する予定であることを申し添えます。

また、本通知に伴い「「大学入学共通テスト実施方針」について」（平成29年7月13日付け29文科高第350号文部科学省高等教育局長通知）及び「「大学入学共通テスト実施方針（追加分）」の策定について」（平成30年8月10日付け30文科高第366号文部科学省高等教育局長通知）は廃止し、大学入学共通テストの実施に関し必要な基本的事項については、実施年度の前年度6月に通知している大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱等において示しており、それによるものとします。

令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱に係る予告（概要）①

（令和3年7月30日付3文科高第471号 文部科学省高等教育局長通知）

新学習指導要領に対応した出題教科・科目

令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの出題教科・科目は以下のとおりとする（『簿記・会計』『情報関係基礎』については出題しない）。

出題教科	科目（6教科30科目） ～令和5年度実施～
国語	『国語』
地理歴史	『世界史A』 『世界史B』 『日本史A』 『日本史B』 『地理A』 『地理B』 ：地理歴史及び公民から最大2科目を選択 ※同一名称を含む科目の組合せで2科目を選択することはできない。
公民	『現代社会』 『倫理』 『政治・経済』 『倫理，政治・経済』
数学	『数学Ⅰ』 『数学Ⅰ・数学A』 ① ：①から1科目を選択
	『数学Ⅱ』 『数学Ⅱ・数学B』 『簿記・会計』 『情報関係基礎』 ② ：②から1科目を選択
理科	『物理基礎』 『化学基礎』 『生物基礎』 『地学基礎』 ① ：A:①から2科目を選択 B:②から1科目を選択 C:①から2科目及び②から1科目を選択 D:②から2科目を選択
	『物理』 『化学』 『生物』 『地学』 ②
外国語	『英語』 『ドイツ語』 『フランス語』 『中国語』 『韓国語』 ：1科目を選択



科目（7教科21科目） 令和6年度実施～
『国語』 『地理総合，地理探究』 『歴史総合，日本史探究』 『歴史総合，世界史探究』 『地理総合，歴史総合，公共』 ：地理歴史及び公民から最大2科目を選択 ※『地理総合，歴史総合，公共』を選択する場合は、出題範囲（「地理総合」、「歴史総合」、「公共」）のうち、いずれか2科目の内容の問題を選択解答。 ※2科目を選択する場合は、以下の組合せ以外の出題科目の組合せを選択。 ・『公共，倫理』と『公共，政治・経済』の組合せを選択することはできない。 ・『地理総合，歴史総合，公共』を選択した者は、選択解答した問題の出題範囲の科目と同一名称を含む科目の組合せを選択することはできない。
『公共，倫理』 『公共，政治・経済』 『地理総合，歴史総合，公共』（再掲）
『数学Ⅰ，数学A』 『数学Ⅰ』 ① ：①から1科目を選択 ※数学Aについては、2項目の内容（図形の性質、場合の数と確率）に対応した出題とし、全てを解答
『数学Ⅱ，数学B，数学C』 ② ：※数学B及び数学Cについては、数学Bの2項目の内容（数列、統計的な推測）及び数学Cの2項目の内容（ベクトル、平面上の曲線と複素数平面）のうち3項目の内容の問題を選択解答
『物理基礎，化学基礎， 生物基礎，地学基礎』 『物理』 『化学』 『生物』 『地学』 ：最大2科目を選択 ※『物理基礎，化学基礎，生物基礎，地学基礎』を選択する場合は、出題範囲（「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」）のうち、いずれか2科目の内容の問題を選択解答
『英語』 『ドイツ語』 『フランス語』 『中国語』 『韓国語』 『情報Ⅰ』 ：1科目を選択

●試験形態は、引き続き、問題冊子及びマークシート式解答用紙を使用し、PBT（紙ベース）。

『英語』については、ICプレイヤーを使用する試験も実施。

※各教科・科目の試験時間及び旧課程を履修した者（浪人生）に対する経過措置については決定次第速やかに公表（本年秋頃を目途）。

令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱に係る予告（概要）②

（令和3年7月30日付3文科高第471号 文部科学省高等教育局長通知）

（別表）新学習指導要領に対応した出題教科・地理歴史・公民における出題科目を選択する場合の選択方法について

	『地理総合、 地理探究』	『歴史総合、 日本史探究』	『歴史総合、 世界史探究』	『地理総合、歴史総合、公共』			『公共、 倫理』	『公共、 政治・経済』
				「地理総合」 及び 「歴史総合」	「地理総合」 及び 「公共」	「歴史総合」 及び 「公共」		
『地理総合、 地理探究』		○	○	×	×	○	○	○
『歴史総合、 日本史探究』	○		○	×	○	×	○	○
『歴史総合、 世界史探究』	○	○		×	○	×	○	○
『地理総合、 歴史総合、 公共』	「地理総合」 及び 「歴史総合」	×	×	×			○	○
	「地理総合」 及び 「公共」	×	○	○			×	×
	「歴史総合」 及び 「公共」	○	×	×			×	×
『公共、倫理』	○	○	○	○	×	×		×
『公共、政治・経済』	○	○	○	○	×	×	×	

※上記6出題科目のうちから2出題科目を選択する場合は、「○」の組合せから選択でき、「×」の組合せは選択できない。

令和7年度大学入学者選抜実施要項の予告（概要）①

（令和3年7月30日付3文科高第471号 文部科学省高等教育局長通知）

平成30年3月の高等学校学習指導要領の改訂に対応した各大学の令和6年度に実施する入学者選抜の変更等が、入学志願者の準備に大きな影響を及ぼすことが予想されることから、各大学の2年前予告（遅くとも令和4年度末）を速やかに行えるように令和3年3月31日「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議審議のまとめ」及び同年7月8日「大学入試のあり方に関する検討会議提言」等を踏まえ、大学入学者選抜実施要項等の見直し内容を予告（令和3年7月30日）。

基本方針

- 提言において整理された大学入学者選抜の三原則※を基本方針に反映。

≪大学入学者選抜の三原則≫

- ①当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定
 - ②受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保
 - ③高等学校教育と大学教育を接続する教育の一環としての実施
- 多様な背景を持った学生の受入れ配慮対象の例示として障害の有無、居住地域を追加。

入試方法

- 「一般選抜」とそれ以外という整理を「一般選抜」、「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」に再整理。
- 入学者の多様性を確保する観点から、入学定員の一部分について、以下のような者を対象として選抜を工夫。
 - ・専門学科・総合学科卒業生、帰国生徒、社会人
 - ・家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確保に困難がある者その他（理工系分野における女子等）の者※※この場合は入学志願者の努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視し、評価・判定。

学力検査等

- 「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」の評価充実のため、可能な範囲で記述式の導入を要請。
 - ・各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、可能な範囲で記述式の検査方法を取り入れることが望ましい。
- 総合的な英語力を適切に評価・判定する観点から、資格・検定試験等の活用を従来どおり規定。
- 家庭環境や居住地域により、資格・検定試験等を受検することの負担が大きい入学志願者への配慮要請。
 - ・資格・検定試験等の結果を利用しない選抜区分の設定
 - ・個別学力検査と資格・検定試験等の結果の選択的利用 等
- 令和7年度入学者選抜に係る共通テストより「簿記・会計」「情報関係基礎」が廃止されることに伴い、専門高校生の進学機会の確保への対応として、資格・検定試験等の活用を要請。

障害者への合理的配慮

- 障害のある入学志願者への合理的配慮の充実を図るため、以下のことを要請。
 - ・障害のある入学志願者一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話を行うこと。
 - ・相談窓口、支援相談部署等を設置するなど事前相談体制の構築・充実に努めること。

調査書様式の見直し

- 簡素化された指導要録の参考様式に合わせて、調査書様式の簡素化等を行う。枚数は表裏の両面1枚とする。

令和7年度大学入学者選抜実施要項の予告（概要）③

（令和3年7月30日付3文科高第471号 文部科学省高等教育局長通知）

（別添）令和7年度大学入学者選抜実施要項見直しイメージ（案）【調査書様式（裏面）】

令和4年度大学入学者選抜実施要項 別紙様式

（裏）

※		※		※		※		
5. 総合的な学習の時間の内容・評価	活動内容							
	評価							
6. 特別活動の記録	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年				
7. 指導上参考となる諸事項	第1学年	(1)学習における特徴等 (4)取得資格、検定等 (注)専門学校の校長会や民間事業者等が実施する資格・検定の内容、取得スコア・取得時期等	(2)行動の特徴、特技等 (5)表彰・顕彰等の記録 (注)各種大会やコンクール等の内容や時期、科学オリンピック等における成績、時期 国際バカロレアなど国際通用性のある大学入学資格試験における成績、時期等	(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等 (注)具体的な取組内容、期間等 (6)その他 (注)生徒が自ら関わってきた諸活動など				
	第2学年	(1)学習における特徴等 (4)取得資格、検定等	(2)行動の特徴、特技等 (5)表彰・顕彰等の記録	(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等 (6)その他				
	第3学年	(1)学習における特徴等 (4)取得資格、検定等	(2)行動の特徴、特技等 (5)表彰・顕彰等の記録	(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等 (6)その他				
	第4学年	(1)学習における特徴等 (4)取得資格、検定等	(2)行動の特徴、特技等 (5)表彰・顕彰等の記録	(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等 (6)その他				
8. 備考								
9. 出欠の記録								
区分	学年				学年			
	1	2	3	4	1	2	3	4
授業日数					欠席日数			
出席停止・忌引き等の日数					出席日数			
留学中の授業日数					備考			
出席しなければならぬ日数								
この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する 令和 年 月 日								
学校名								
所在地								
校長名 印 記載責任者職氏名 印								

イメージ案

（裏）

※		※		※		※		
5. 総合的な探究の記録	学習活動	観 点					評 価	
	各学校が定めた評価の観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などに、生徒にどのような力が身に付いたかを端的に記述する。							
6. 特別活動の記録	内 容	観 点	学 年	1	2	3	4	
	ホームルーム活動							
	生徒会	文章記述を改め、各学校が設定した観点到照して十分満足できる活動状況であると判断される場合、○印を記入する。						
	学校行事							
7. 指導上参考となる諸事項	第1学年							
	第2学年	要点を箇条書きするなど、その記載事項を必要最小限にとどめる。その際、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、原則として、学習指導等を進めていく上で必要な情報として精選して指導要録に記述された内容を元に記入する。						
	第3学年							
	第4学年							
8. 備考	現在、各大学は、志願者が大学の指定する特定分野（保健体育、芸術、家庭、情報等）において、特に優れた学習成果を上げたことを備考欄に記載するよう求めることができるが、これらの事項については調査書以外の資料で、志願者本人から直接大学に提出する。							
9. 出欠の記録								
区分	学年				学年			
	1	2	3	4	1	2	3	4
授業日数					欠席日数			
出席停止・忌引き等の日数					出席日数			
留学中の授業日数					備考			
出席しなければならぬ日数								
この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する 令和 年 月 日								
学校名								
所在地								
校長名 印 記載責任者職氏名 印								

【参考】

令和4年度大学入学者選抜について

新型コロナウイルス感染症対策関係

大学入学共通テスト

試験期日

- 本試験・・・令和4年1月15日(土)、16日(日)
- 追試験・・・令和4年1月29日(土)、30日(日)
 - ※本試験の2週間後に追試験を実施
 - ※昨年度は、第1日程、第2日程、特例追試験の3段構えで実施

追試験の試験場設定

- 今後の感染状況の見通しを含む様々な状況等を勘案した上で、秋頃を目途に判断
 - ※昨年度は、47都道府県に設置
- ➡ 昨年度同様、全国47都道府県に設置 (令和3年9月14日付3文科高第646号文部科学省高等教育局長通知)

各大学の個別選抜

試験期日

- 総合型選抜・・・令和3年9月1日以降出願開始、11月1日以降合格発表
 - ※昨年度は、9月15日以降出願開始
- 学校推薦型選抜・・・令和3年11月1日以降出願開始、12月1日以降合格発表
- 一般選抜等の学力検査を課す場合・・・令和4年2月1日～3月25日、合格発表は3月31日まで

各大学の個別選抜 (つづき)

追試験・振替受験等の要請 (継続)

- 各大学に対し、追試験や振替受験を要請
※今年度は高校等の全国一斉休業は実施されていないことから、出題範囲の工夫の配慮は求めない

中止・延期等の大会や資格・検定試験への対応 (継続)

- 各大学に対し、中止・延期等となった大会や資格・検定試験等に参加できなかった場合において、入学志願者が不利益を被らないことや、努力のプロセスを評価することを要請

オンライン面接等における配慮事項 (内容の明確化)

- オンライン面接等に関しては、(例)に示すような配慮事項等を明確化
(例) 通信環境の不具合や通信環境を整えることができない場合等の代替措置、障害者への合理的配慮 等

選抜方法等の変更への対応 (新規)

- 大規模な災害の発生や、大学が所在する地域の感染状況が他地域に比して著しく深刻であるなど、当該大学で試験が実施できない場合を除き、各大学の入学者選抜要項公表(7月末)後、受験生に不利益を与える恐れのある変更は行わないこと

令和4年度 新型コロナウイルス感染症対策に伴う個別学力検査の追試等の対応状況

調査結果の概要

■ 個別学力検査における追試等の対応状況（令和3年7月31日現在）

	全体 (1056大学)	国立大学 (81大学)	公立大学 (91大学)	私立大学 (595大学)	公立短期大学 (13大学)	私立短期大学 (276大学)
追試または追加の受験料を徴収せずに 別日程への受験の振替を実施（①又は②）	1020大学 (96.6%)	78大学 (96.3%)	85大学 (93.4%)	574大学 (96.5%)	12大学 (92.3%)	271大学 (98.2%)
追試験を実施（①）	540大学 (51.1%)	77大学 (95.1%)	84大学 (92.3%)	228大学 (38.3%)	11大学 (84.6%)	140大学 (50.7%)
追加の受験料を徴収せずに、 別日程への受験の振替を実施（②）	797大学 (75.5%)	4大学 (4.9%)	9大学 (9.9%)	522大学 (87.7%)	5大学 (38.5%)	257大学 (93.1%)
追試験と振替を両方実施 （①と②の内数）	317大学 (30.0%)	3大学 (3.7%)	8大学 (8.8%)	176大学 (29.6%)	4大学 (30.8%)	126大学 (45.7%)
検討中	25大学 (2.4%)	2大学 (2.5%)	4大学 (4.4%)	14大学 (2.4%)	1大学 (7.7%)	4大学 (1.4%)
その他	9大学 (0.9%)	1大学 (1.2%)	2大学 (2.2%)	5大学 (0.8%)	0大学 (0.0%)	1大学 (0.4%)
対応なし	2大学 (0.2%)	0大学 (0.0%)	0大学 (0.0%)	2大学 (0.3%)	0大学 (0.0%)	0大学 (0.0%)

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

※大学入学共通テストの成績及び出願書類等による再選抜を行う場合も追試験に含む。

※「その他」には、数日間の実技検査を課すなど、追試験を設定することが困難である大学や受験料の返還を行う大学を計上している。31

令和4年度大学入学者選抜における追試験等受験者の定員管理に係る 国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の取扱いについて（通知）

（令和3年9月14日付3文科高第642号 文部科学省高等教育局長及び高等教育局私学部長通知）

＜背景＞

- 令和4年度大学入学者選抜における受験生の受験機会の確保のため、文部科学省より、各大学の個別学力検査において、昨年度に引き続き追試験の設定や、追加の受験料を徴収せずに別日程への受験の振替（以下「追試験等」という。）を要請しているところ
- 他方で、追試験等の設定により、受験生の志望動向や進学する大学の決定時期も変更される可能性があり、各大学の歩留まりにも影響を及ぼし、入学定員管理が通常よりも困難となることが想定

＜対応＞

- 各大学における追試験等の設定が促進され、受験生の受験機会の確保が図られるよう、令和4年度の国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金については例外的な取扱いとし、令和4年度の定員超過の取扱いについては、昨年度同様、例外的な対応を実施

令和4年度の入学者のうち、追試験等に合格し入学した者については、入学定員超過率の算定における入学者には含めないこととする（収容定員超過率の扱いについては従前のとおり）

※各大学において適正な定員管理を行うことにより、教育条件を維持・向上させることの重要性は変わるものではないことから、各大学においては、入学定員管理の適正化の観点を中心に踏まえた入学者選抜を行うことが重要。

参考

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の国立大学の学部における定員超過に係る国立大学法人運営費交付金の取扱いについて（令和2年8月18日付け 文部科学省高等教育局長通知）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて（令和2年8月18日付け 文部科学省高等教育局私学部長通知）

令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン (令和3年6月4日大学入学者選抜協議会決定)【概要】

1. 基本的な考え方

本ガイドラインは、**各試験場において新型コロナウイルスの感染拡大の防止**を図り、受験生に安心して受験できる場を提供する視点に立って、**大学入試センター及び各大学が試験実施体制を整えるに当たっての望ましい内容や方法等を提示**するもの（大学入学共通テストの感染予防対策については、別途、大学入試センターが策定）

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

※赤字は昨年度からの変更箇所

大学入試センター及び各大学は、試験場において、以下に示す**3つの時点ごと**に新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための**措置をとること**

(1) 事前の準備

- ☑ 試験室数や試験室の座席間の距離の確保（1 m程度）
- ☑ マスク、速乾性アルコール製剤の準備、試験室の机、椅子の消毒
- ☑ 医師、看護師等の配置
- ☑ 受験生の状況に応じた別室の確保【別紙参照】
- ☑ 試験場への入退出方法の検討（密状態の回避）
- ☑ 新型コロナウイルス対応の専用相談窓口の設置 等

(2) 試験当日の対応

- ☑ マスク着用（**鼻と口の両方を確実に覆う**）、試験室ごとの手指消毒の義務付け
- ☑ 換気の実施（少なくとも1科目終了後ごと）
- ☑ 発熱・咳等の症状のある受験生への対応（**追試験受験等の申請時に診断書の提出は必須としない**、追試験や別室での受験を提示）
- ☑ 無症状の濃厚接触者も、一定の要件を満たした場合は受験を認めることが可能【別紙参照】
- ☑ 昼食時の対応（時間を制限、自席での食事を要請）等

(3) 試験終了後

- ☑ 試験監督者等の健康観察
- ☑ 感染者がいた場合の保健所等の行政機関への協力 等

3. 受験生に対する要請事項

試験場における感染拡大を防止し、受験生自身が安心して受験できる環境を確保していくためにも、あらかじめ**受験生に要請しておくべき事項を整理**

- ☑ 医療機関の事前受診（発熱・咳等の症状のある者）
- ☑ 受験できない者*（新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅等に療養中の者、**待機期間中の入国者**）
- ☑ 体調不良の場合、追試験等の受験を検討
- ☑ 試験当日の各自検温、発熱・咳等の症状の申出、マスクの持参等
- ☑ 「新しい生活様式」等の実践
- ☑ 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)**等**の活用 等

* 新型コロナウイルス感染症に罹患していないことの証明や新型コロナウイルス ワクチン接種を受験要件としないこと

令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン (令和3年6月4日大学入学者選抜協議会決定)【別紙】

無症状の濃厚接触者*の大学受験について

*本ガイドラインにおける濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者をいう。

■ 無症状の濃厚接触者については、以下の要件をクリアしていれば受験を認めることができること。
(当日受験させないこととする場合は、追試験による対応等を提示すること。)

☑ 初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査））の結果、陰性であること

※検査結果が判明するまでは受験不可とし、その者については追試験を受験

☑ 受験当日も無症状であること

☑ 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

☑ 終日、別室で受験すること

■ 併せて、試験場においては、以下の感染対策を講じること。

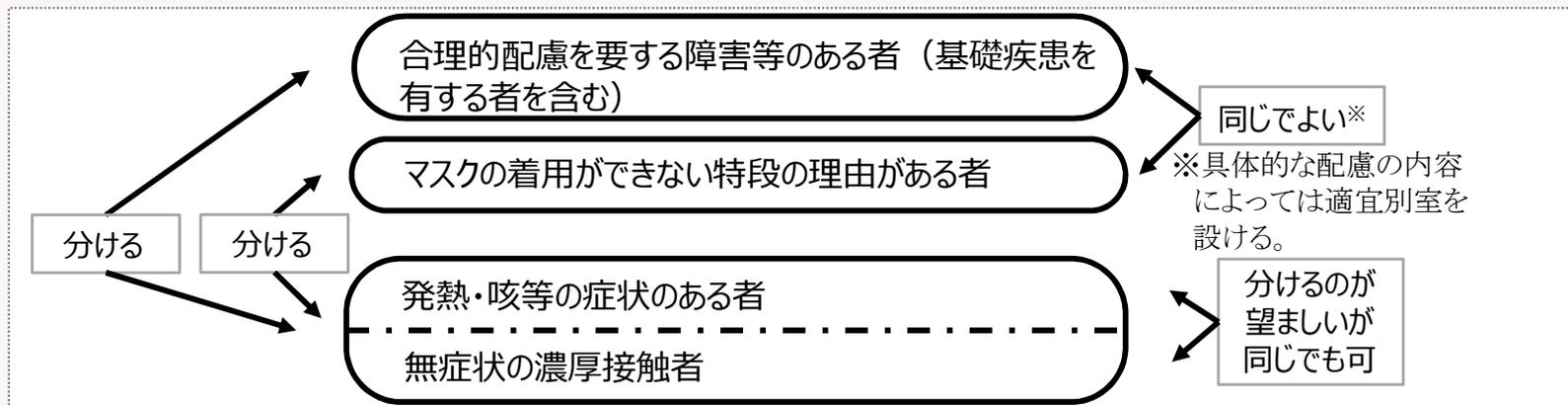
☑ 別室まで他の受験者と接触しない動線が確保されていること

☑ 別室では受験者の座席間隔を2メートル以上確保すること

☑ 受験生と試験監督者の距離を2メートル以上確保すること

☑ 受験生も試験監督者もマスクの着用を義務付け、入退室時の手指消毒を徹底すること

受験生の状況に応じた別室の確保



令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症対策【概要①】

本感染症対策は、令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（令和3年6月4日「大学入学者選抜協議会」決定）をベースに、大学入学共通テスト実施に当たって各大学が対応する内容を整理したもの。（令和3年9月14日大学入試センター通知）

1. 試験室の設定等

- ☑ 試験室の座席間の距離（1メートル程度）の確保
- ☑ 休養室に医師等を配置
- ☑ 保護者等の控室は原則設置しない 等

2. 各種感染症対策

- ☑ 昼食時を除きマスクの常時着用を義務付け（未所持者にはマスクを提供、常に鼻と口の両方を確実に覆うよう正しく着用、マスクを着用せずに受験希望の場合は事前に配慮申請が必要）
- ☑ 速乾性アルコール製剤等を配置し、入退室を行うごとに手指消毒を義務付け
- ☑ 1科目終了ごとに少なくとも10分程度以上換気（休憩時間中は、受験者利用ドアを可能な限り常時開放）
- ☑ 昼食時は学生食堂等の開放は行わず、他者との会話等を極力控えつつ、自席での食事を指示
- ☑ トイレ入口に導線を示し、混雑を避けた利用を促すとともに、必要に応じ試験開始時間を繰り下げ
- ☑ 試験前日に机・椅子等の消毒実施
- ☑ 主任監督者の口頭指示による飛沫対策のため、主任監督者と受験者との距離を2メートル以上確保 等

3. 試験場入場時等の対応 ※赤字は昨年度からの変更箇所

- ☑ 入場時の混雑を避けるため、各試験場ごとに、入場開始時間の前倒しや、一定間隔の確保、複数の入口・門の使用などの工夫を行い、大学のホームページ等で周知
- ☑ 入場時の検温は実施せず、発熱・咳等の症状のある受験者は申し出るよう試験場入口に案内を掲示し、注意喚起
- ☑ 一斉退出による混雑を避けるため、退室の順番や、試験場からの退出方法等を監督者から指示 等

4. 発熱・咳等の症状を申し出た受験者への対応

- ☑ 各試験の開始前ごとに、発熱・咳等の症状の有無を監督者が確認し、症状のある者は、休養室で対応
- ☑ 休養室では医師等がチェックリスト（次頁参照）に基づき受験者の症状について確認
- ☑ チェックリストの確認項目に該当した者は、追試験を案内
※当日の受験は認めない。
- ☑ チェックリストの確認項目に該当せず、継続受験を希望する場合は別室受験
※別室の座席間隔は概ね2メートル以上とする。
- ☑ 感染拡大リスクや医療提供体制の逼迫等により、診断書の提出が困難な場合でも、追試験の受験申請を可能とする
※申請方法は別途周知。 等

5. 無症状の濃厚接触者への対応

- ☑ 共通テストにおいても、無症状、PCR等検査（行政検査）陰性、公共交通機関不使用、別室受験により受験可能

6. 保健所等の行政機関への協力

- ☑ 試験終了後、感染が判明した受験者・監督者等がいた場合、保健所等行政機関が行う調査に協力

7. 監督者等への周知事項等

- ☑ 感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践
- ☑ 試験前7日間を目安に継続して体温測定を実施
※試験当日の監督者等の体調不良に備え、大学は代替要員を確保する。
- ☑ 監督等の業務従事後、体温測定や体調観察を実施 等

8. 受験者に対する周知

- ☑ 試験の前から継続して発熱・咳等の症状がある場合、あらかじめ医療機関での受診を行うこと
- ☑ 新型コロナウイルス罹患中の者は受験できないこと
- ☑ 試験当日は自主検温を行い、目安として37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験の受験を検討すること
- ☑ 発熱や咳等の症状のある者は、その旨監督者等に申し出ること
- ☑ 「新しい生活様式」を実践、体調管理に心がけること
- ☑ COCOAのダウンロードが望ましいこと 等

【参考】

※赤字は昨年度からの変更箇所

●発熱・咳等を申し出た受験者用チェックリスト

※A欄で1項目以上、又はB欄で2項目以上、本チェックリストに該当する場合は、追試験を案内

※チェックリスト該当者には医療機関への受診を勧める

※受験者が持病(喘息、平熱が高めなど)があると申し出た場合は、状況により確認項目に該当しない取扱いとする

	確認項目
A	発熱の症状がある（37.5度以上）
	息苦しさ（呼吸困難）がある
	強いだるさ（倦怠感）がある
B	味を感じない（味覚障害がある）
	臭いを感じない（嗅覚障害がある）
	咳の症状が続いている
	咽頭痛が続いている
	下痢をしている（持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く）
	過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる
	過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の待機期間を必要とされている国・地域等の在住者との濃厚接触がある

令和4年度大学入学者選抜における感染症対策の徹底等について（依頼）

（令和3年8月18日付 各国公私立大学入試担当部署宛 事務連絡 高等教育局大学振興課大学入試室）

（抄）

このことについて、各大学においては、感染症対策に万全を期して9月から出願が始まる総合型選抜の準備を進めていただいていることと存じますが、改めて「令和4年度大学入学者選抜実施要項」（令和3年6月4日付け3文科高第284号文部科学省高等教育局長通知）に定める「第14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等」について、適切に対応するとともに、「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和3年6月4日大学入学者選抜協議会決定）に基づき、新型コロナウイルス感染症への対策の徹底をお願いします。

地方公共団体における受験生に配慮した新型コロナウイルス感染症に係る ワクチン接種の取組事例について（情報提供）

（令和3年9月14日付 各教育委員会等宛 事務連絡）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・厚生労働省健康局健康課予防接種室）

（抄）

生徒に対する新型コロナワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種に関しては、学校を会場とし、当該学校に所属する生徒に接種を行う形態の集団接種（学校集団接種）により実施する場合の留意点等を「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について」（令和3年6月22日付け事務連絡）によりお知らせしたところです。

その後、各地方公共団体において、高齢者、中高年に次いで幅広い層への一般接種を推進していただいている中で、一部の地方公共団体においては、当該地域におけるワクチン接種の進捗状況に応じて、入学者選抜の受験を控えた中学生、高校生等（以下「受験生」という。）を対象に、入学者選抜の時期に配慮しつつ、優先的に接種を進める取組も見られます。

現在、ワクチンの供給については、職域接種分も含めると、10月10日までに12歳以上の対象人口の約9割に相当する分量のワクチンが配送される予定となっています。このような状況も踏まえ、各地方公共団体の衛生主管部局におかれては、別添の取組も参考に、必要に応じて教育委員会や私立学校主管部課、地域の関係団体とも連携しつつ、接種を希望する受験生へのワクチン接種の計画・実施の一助としていただくようお願いします。

また、文部科学省においては、これまでも「大学拠点接種」として学生や教職員、地域における教育関係者等へのワクチン接種に取り組んでいる大学に対して、地域の教育委員会や学校法人から小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の教職員についてワクチン接種の希望がある場合には、供給されたワクチンを有効に活用するよう協力をお願いします。このたび、各地方公共団体が受験生へのワクチン接種を進めるために「大学拠点接種」を実施している大学の協力を得て行いたい場合は、教育委員会や学校法人等からの申出を踏まえて対応を御検討いただくよう、文部科学省から関係大学に対して依頼することとしておりますので、別途送付する大学拠点接種会場の担当と御相談の上で、御検討いただくようお願いします。

大学・高校等の受験生に対するワクチン接種の協力について（依頼）

（令和3年9月14日付 各大学宛 事務連絡 高等教育局高等教育企画課）

（抄）

同感染症については、ワクチンの接種が各地方公共団体等において進んでいるところですが、一部の地方公共団体においては、当該地域におけるワクチン接種の進捗状況に応じて、入学者選抜の受験を控えた中学生、高校生等（以下「受験生」という。）を対象に、入学者選抜の時期に配慮しつつ、優先的に接種を進める取組も見られます。

ワクチンの接種について、各地方公共団体から要請があった場合には、各大学においても御協力をいただくようお願いしているところですが、受験生への優先的な接種を目的として、地方公共団体から、接種会場の提供や接種のための医療人材の確保等について協力の要請がなされた場合には、前向きに御検討いただくよう改めてお願いします。